

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

なお、同法199条の2の規定に基づき、監査委員事務局については、後藤雅弘代表監査委員を監査の実施及び結果の合議から除いています。

令和6年3月28日

寒川町監査委員 後藤 雅 弘
同 太田 眞 奈 美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和6年2月1日から令和6年2月21日まで

3 監査の対象部課等

健康福祉部 福祉課、監査委員事務局

4 監査の対象

令和5年度（令和5年4月1日から令和5年12月31日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の着眼点（評価項目）

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
 - ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
 - ・公有財産が適切に管理されているか。
 - ・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
 - ・組織や運営の合理化が図られているか。
- などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査のほかヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査結果

【健康福祉部 福祉課】

服務（時間外勤務）について、申告時間と退勤時間に大幅な乖離があり、改善が必要と認められる事項として留意事項とした。

また、民生委員の個人活動費（交通費、通信費、図書購入費等の活動経費）については、町の補助金関連規程に定められている証拠書類（委員からの受領書など）が保存されていないことから留意事項とした。

なお、留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況を求め、その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【監査委員事務局】

令和5年度に係る財務及び事務事業執行については、適正に執行されているものと認められた。

8 意見

【健康福祉部 福祉課】

物価高騰対策など、緊急に実施される施策への対応等により、時間外勤務が常態化している状況が窺えるので、引き続き、意思疎通のしやすい職場づくりに取り組むとともに、業務の削減・効率化に努めていただきたい。

また、民生委員に係る個人活動費については、公費を財源とする活動費であることから、その取扱いに当たって、社会通念に鑑み、町民の誤解や疑念が生じないよう、使途についての指導に努められたい。